

第423回岩手海区漁業調整委員会議事録

- 1 開催通知年月日 令和3年1月8日(金)
- 2 開催年月日 令和3年2月8日(月)午後1時30分から午後3時25分まで
- 3 開催場所 岩手県水産会館5階大会議室
- 4 出席者

委員 (11名)

大井誠治会長、藏徳平委員、吉浜漁業協同組合委員 (寺澤泰樹組合長)、
小川原泉委員、熊谷正樹委員、久慈市漁業協同組合委員 (亘健一郎組合長)、
菅野修一委員、大船渡市漁業協同組合会長代理 (亘理榮好組合長)、
斎藤千加子委員、平野公三委員、前川健吾委員
[欠席委員：原子内辰巳委員、宮本ともみ委員、菅野信弘委員、小田祐士委員]

岩手県

石田技監兼水産担当技監兼水産振興課総括課長、工藤漁業調整課長、
阿部振興担当課長、遠藤主任主査、高杉主任主査、大村主任、山根技師、大場技師、
田代技師、山本沿岸広域振興局水産振興課長、神宮古水産振興センター所長、
中井大船渡水産振興センター所長、森山県北広域振興局水産部長、
五十嵐岩手県漁業取締事務所長、稲荷森岩手県水産技術センター所長

事務局

赤平事務局長、日向事務局次長、田中主査

傍聴者

岩手県沿岸漁船漁業組合 佐久間修

報道関係者

なし

5 委員会の議事

第1号議案 岩手県資源管理方針の変更について (諮問)

第2号議案 令和3管理年度における岩手県の特定水産資源(すけとうだら太平洋系群、
するめいか、くろまぐろ (小型魚)、くろまぐろ (大型魚)) の漁獲可能量に
ついて (諮問)

第3号議案 漁業の許可の有効期間を短縮して許可することについて (諮問)

第4号議案 知事許可漁業の許可の基準等について (諮問)

第5号議案 知事許可漁業の制限措置等について (諮問)

第6号議案 令和3年度底はえ縄漁業の操業制限に関する委員会指示について

第7号議案 令和3年度かじき突棒漁業の操業制限に関する委員会指示について

報告事項 (1) 令和3年度区画漁業権途中免許に係る海区漁場計画策定方針に
ついて

(2) 岩手県漁業担い手育成ビジョン (令和2～4年度) の概要 (素案)

について

6 委員会の経過

赤平事務局長

それでは定刻になりましたので、会長から開会をしていただきまして、併せて御挨拶をお願いいたします。

大井会長

はい。どうも皆さん、御苦勞様でございます。ただ今より、第423回岩手海区漁調整委員会を開催いたします。開催に当たりまして、一言、御挨拶を申し上げます。

委員の皆様には、大変御多忙中のところ御出席をいただき、ありがとうございます。

また、県からは関係職員に出席をいただき、御苦勞様でございます。

さて、本日、御審議いただく議案は、知事から諮問のありました岩手県資源管理方針の変更のほか4件と、底はえ縄漁業及びかじき突棒漁業の操業制限に関する委員会の指示の2件の合計7件でございます。よろしく御審議のほどお願いを申し上げまして、開会に当たりましての挨拶といたします。

赤平事務局長

どうもありがとうございました。それでは、これからの議事進行につきましては、会長をお願いいたします。

大井会長

それでは議事に入りますが、その前に出席委員を確認させていただきます。

本日は、原子内辰巳委員、宮本ともみ委員、菅野信弘委員、小田祐士委員の4名が欠席でございますが、11名の委員に出席いただいておりますので、会議は成立をいたします。

次に議事録署名委員についてであります。岩手海区漁業調整委員会会議規程第8条の第2項の規定により、私から指名させていただきます。議事録署名委員として、小川原泉委員と熊谷正樹委員をお願いいたします。

大井会長

それでは、第1号議案でございます。「岩手県資源管理方針の変更について（諮問）」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

赤平事務局長

それでは、第1号議案について御説明いたしますので、赤色の表紙の資料を御準備願います。

第1号議案「岩手県資源管理方針の変更について（諮問）」の要旨、岩手県知事から、漁業法（昭和24年法律第267号）第14条第9項の規定に基づき、岩手県資源管理方針を変更する必要性が生じたことから、同条第10項で準用する同条第4項の規定により、当委員会の意見を求められているものでございます。

本議案に関連します漁業法の規定について御説明しますので、資料11ページを御覧願います。下から5行目の漁業法第14条第9項を御覧ください。

「都道府県知事は、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を

勘案して、都道府県資源管理方針について検討を行い、必要があると認められるときは、これを変更するものとする。」と規定されておりました、次の第 10 項の準用によりまして、方針の変更については、第 4 項により「都道府県知事は、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。」と規定されております。

それでは、知事からの諮問の内容につきまして御説明をいたします。1 ページを御覧願います。令和 3 年 1 月 21 日付けで、知事から当委員会の会長あてに提出されました諮問書の写しでございます。

「岩手県資源管理方針の変更について（諮問）」。漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 14 条第 9 項の規定に基づき、標記方針を変更する必要が生じたので、同条第 10 項で準用する同条第 4 項の規定により、貴委員会の意見を求めます、となっております。

なお、岩手県資源管理方針の変更の内容については、2 ページ以降に添付されておりますので、詳細については、水産振興課工藤漁業調整課長から御説明をお願いいたします。

工藤漁業調整課長

それでは御説明させていただきますので、資料 2 ページをお開き願います。

岩手県資源管理方針につきましては、昨年 11 月に開催されました第 421 回の本委員会におきまして、御承認をいただいたところでございます。今般、この後に諮問させていただきます、すけとうだらとするめいかの本県漁獲可能量の通知が大臣からありましたので、これに基づきまして、すけとうだらとするめいかの知事管理漁獲量を定めるため、資源管理方針を変更するものでございます。資源管理方針の構成につきまして、あらためて御説明させていただきたいと思っております。

資源管理方針は、第 1 資源管理に関する基本的な事項や、第 3 特定水産資源ごとの漁獲可能量の知事管理区分への配分基準、第 4 知事管理区分ごとの漁獲量の管理手法など、資源管理に係る一般的な事項をまとめているものでございます。

4 ページの下を御覧願います。4 ページ下ほどにあります第 8 についてでございますが、第 8 では、個別の水産資源についての具体的な資源管理の方針は別表 1-1 まあじから別表 1-7 すけとうだら太平洋系群までそれぞれ定めるとしており、個別具体的な資源管理につきましては、別表でまとめるものとしてございます。

続きまして 7 ページを御覧いただきたいと思っております。この 7 ページでは、資源管理方針の新旧表をお示してございます。右の欄に現行のもの、左に今回諮問いただきます改正案をお示ししてございます。

昨年 11 月に諮問させていただいた際には、個別具体的な資源管理を記載した別紙は、1-1 まあじ、1-2 まいわし太平洋系群、1-3 さんま、1-4 と 1-5 くらまぐろまでを御審議して頂いたものとなっておりますが、今般、国からすけとうだらとするめいかの本県漁獲可能量の通知がありましたので、これに基づき、すけとうだらとするめいかの知事管理漁獲量を定めるため、すけとうだらとするめいかの個別具体的な資源管理を別紙 1-6 と 1-7 に追加したく、今回の委員会で御審議を賜るもので

ございます。

それでは具体的な個別の資源管理について御説明いたしますので、資料の5ページにお戻りいただきたいと思えます。資料の5ページは、別紙1-6するめいかの個別具体的な資源管理を規定してございます。

するめいかの資源管理の対象漁業につきましては、第2の1の(1)の②におきまして、岩手県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がするめいかを採捕する全ての漁業としてございます。これは、するめいかを採捕する全ての漁業が、この資源管理方針の対象になるということを示したものでございます。

次に、第3の漁獲可能量の知事管理区分への配分基準の項を御覧願います。第3では、全量を岩手県するめいか漁業に配分するとしてございます。これは、国から通知された本県の漁獲可能量の全部をするめいか漁業に配分することを示したものでございます。

次に第4の表を御覧願います。ここでは、漁獲可能量による資源管理以外の手法による資源管理方法を記載する方でございます。現在の漁獲努力量を増やさないように資源管理を実施していきたいというふうに考えているものでございます。

続きまして、すけとうだらについて御説明いたしますので、資料6ページをお開き願います。すけとうだらにつきましても、同様に、対象とする漁業は、第2の1の(1)の②にありますとおり、全ての漁業を対象としまして、第3の配分の基準では国から通知のありました本県漁獲可能量の全量を配分することとしてございます。

また第4において、「漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理方法」としましては、漁獲努力量を増やさないと定めたものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

大井会長

ただ今、第1号議案について、事務局及び県から説明がございましたが、これにつきまして委員の皆様から御意見、御質問等がございましたら、御発言をいただきたいと思えます。

大井会長

ございませんか。

(「ありません」の声)

大井会長

御意見等がなければ第1号議案についてお諮りをいたします。

第1号議案「岩手県資源管理方針の変更について」、異議のない旨、答申することに賛成の方の挙手を求めます。

(全委員、挙手)

大井会長

はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので、異議ない旨、答申することに決定をいたします。

大井会長

それでは第2号議案でございます。「令和3管理年度における岩手県の特定水産資源（すけとうだら太平洋系群、するめいか、くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）の漁獲可能量について（諮問）」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

赤平局長

それでは、第2号議案について御説明いたしますので、青色の表紙の資料を御準備願います。

趣旨、岩手県知事から、漁業法（昭和24年法律第267号）第15条第4項の規定により、農林水産大臣から、すけとうだら太平洋系群、するめいか、くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）の本県漁獲可能量に係る通知があったことから、同法第16条第1項の規定による知事管理漁獲可能量を定めるに当たり、同条第2項の規定により、当委員会の意見を求められているものでございます。

本議案に関連します漁業法の規定について御説明しますので、資料12ページを御覧願います。漁業法第15条第4項には、「農林水産大臣は、都道府県別漁獲可能量を定めようとするときは、関係する都道府県知事の意見を聴くものとし、その数量を定めたときは、遅滞なく、これを当該都道府県知事に通知するものとする。」と規定されております。

また、第16条第1項では、「都道府県知事は、都道府県資源管理方針に即して、都道府県別漁獲可能量について、知事管理区分に配分する数量を定めるものとする。」とし、第2項において、「都道府県知事は、知事管理漁獲可能量を定めるときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。」と規定されております。

それでは、知事からの諮問の内容につきまして御説明いたします。1ページを御覧願います。令和3年1月29日付けで、知事から当委員会の会長あてに提出されました諮問書の写しでございます。

「令和3管理年度における岩手県の特定水産資源（すけとうだら太平洋系群、するめいか、くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）の漁獲可能量について（諮問）」。漁業法（昭和24年法律第267号）第15条第4項の規定により、農林水産大臣から、するめいか、すけとうだら太平洋系群、くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）の本県漁獲可能量に係る通知があったことから、同法第16条第1項に基づき知事管理漁獲可能量を定めたいので、同条第2項により、貴委員会の意見を求めます、となっております。

なお、知事管理漁獲可能量については2ページ以降に添付されておりますので、諮問内容につきましては水産振興課工藤漁業調整課長から御説明をお願いいたします。

工藤漁業調整課長

それでは説明させていただきます。まず資料4ページをお開き願いたいと思います。

今回、農林水産大臣から令和3管理年度の本県漁獲可能量の当初配分が通知されたことを受けまして、先ほど諮問させていただきました御審議いただきました「岩手県資源

管理方針」に基づいて、漁業種類ごとに漁獲可能量を定めることについて諮問をするものでございます。

今回、大臣から配分を受けた魚種は、管理期間が今年の4月から来年3月までであるすけとうだら太平洋系群、するめいか及び5ページの方にありますくろまぐろとなっております。

まず、すけとうだら太平洋系群について、御説明させていただきます。国から通知されました本県漁獲可能量は現行水準となっております。この現行水準とは、現行水準の漁獲量であれば、資源に対する影響は少ないものとして、漁獲努力量を通じた管理を行うもので、今までのですね、若干とほぼ同じ様な内容となっております。

右から2行目の基本シェアというところがあると思えますけれども、これは国内の漁獲実績に占める本県の漁獲割合を示したものでございまして、この基本シェアに国内の総漁獲可能量を掛けたものが、一番右側の欄にある、現行水準の目安数量となっているものでございます。ただ、この目安数量はあくまでも目安で示されたもので、これを守らなければならないという類のものではないということを御承知いただきたいと思えます。

続きまして、同様にするめいかにつきましても、現行水準というふうに農林水産大臣から通知されてございます。

次に、5ページをお開き願いたいと思えます。5ページは、くろまぐろの本県漁獲可能量が通知されたものとなっております。小型魚が68.5トン、大型魚が48.3トンとなっております。この数字は、今、令和2年の4月から今年の3月までの管理期間に対して、当初に配分された数量と同じ数量となっております。

続きまして、2ページをお開き願います。大臣から先ほどの数字で配分を受けました4種類の知事漁獲可能量につきまして、資源管理方針に基づきまして、知事管理区分に配分する量の案を表でまとめたものでございます。

まず一番上の表の一番上ですね、すけとうだらとするめいかにつきましては、大臣から示されました現行水準をそのまま知事管理漁獲可能量としようとするものでございます。

次に、下から2番目、くろまぐろの小型魚につきましては、国から示されました68.5トンのうち、5パーセントに当たる3.425トンを県の留保枠とし、残りの65.075トンをくろまぐろを漁獲する全ての漁業に配分しようとするものでございます。

参考として、資料9ページを御覧願います。この資料の9ページは、くろまぐろの小型魚の個別具体的な資源管理を記載したものでございまして、ここの中ほどの第3におきまして、本県に配分された漁獲可能量のうち、概ね95パーセントを岩手県くろまぐろ(小型魚)漁業に配分するとしてございまして、第2項で、おおむね5パーセントを県の留保枠に充てるとしてございます。

この資源管理方針に基づきまして、先ほどの2ページの数量を決めたものでございます。

2 ページにお戻りいただきたいと思います。同様に、くろまぐろの大型魚につきまして、国から示された 48.3 トンのうち、5 パーセントに当たる 2 トン 415 キロを県の留保枠としまして、残り 45 トン 885 キロをくろまぐろを漁獲する全ての漁業に配分しようとするものでございます。このような、知事管理漁獲可能量を定めることについて、諮問させていただきたいと考えているものでございます。

説明は、以上となります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

大井会長

はい。ただいま、第 2 号議案について、事務局及び県から説明がございましたが、これについて、委員の皆様方から御意見、御質問等ございましたら、御発言をいただきたいと思っております。

大井会長

御意見等なければ、第 2 号議案について、お諮りをいたします。

第 2 号議案「令和 3 管理年度における岩手県の特定水産資源（すけとうだら太平洋系群、するめいか、くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）の漁獲可能量について」、異議のない旨、答申することに賛成の方の挙手を求めます。

（全委員、挙手）

はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので、異議ない旨、答申することに決定をいたします。

第 2 号議案終了

大井会長

それでは、続きまして第 3 号議案でございます。「漁業の許可の有効期間を短縮して許可することについて（諮問）」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

赤平局長

それでは、第 3 号議案について御説明いたしますので、黄色の表紙の資料を御準備願います。

岩手県知事から、岩手県漁業調整規則（令和 2 年岩手県規則第 66 号）第 4 条第 1 項各号に規定する漁業のうち、県内船等に対するあわび漁業、なまこ漁業、かじき等流し網漁業、流し網漁業、固定式刺し網漁業、船びき網漁業、さんま棒受網漁業及びさけはえ縄漁業の許可並びに県外船に対するかじき等流し網漁業、さんま棒受網漁業、いか釣り漁業及びいるか突棒漁業の許可に当たり、同規則第 15 条第 1 項の規定に関わらず、漁業の許可の有効期間を短縮して許可したいので、同規則第 15 条第 2 項の規定により、当委員会の意見を求められているものでございます。

この諮問に関する法令上の規定について御説明いたしますので、5 ページを御覧願います。岩手県漁業調整規則の一部を抜粋したものでございますが、第 4 条には、今回関係する漁業の箇所をゴシックで表記し、下に線を引いてございます。

次に、6 ページを御覧願います。第 15 条第 1 項には、漁業の許可の有効期間が示され

ておりますが、(2)に係る漁業については3年、(3)に係る漁業については1年と規定されております。また、第2項では、「知事は、漁業調整のため必要な限度において、漁業調整委員会の意見を聴いて、第1項の期間より短い期間を定めることができる。」と なってございます。

それでは、知事からの諮問の内容につきまして御説明をいたします。1ページを御覧願います。令和3年1月22日付けで、岩手県知事から当委員会の会長あてに提出されました諮問書の写しでございます。

「漁業の許可の有効期間を短縮して許可することについて（諮問）」。岩手県漁業調整規則（令和2年岩手県規則第66号）第4条第1項各号に規定する漁業のうち、県内船等に対するあわび漁業、なまこ漁業、かじき等流し網漁業、流し網漁業、固定式刺し網漁業、船びき網漁業、さんま棒受網漁業及びさけはえ縄漁業の許可並びに県外船に対するかじき等流し網漁業、さんま棒受網漁業、いか釣り漁業及びいるか突棒漁業の許可にあたっては、同規則第15条第1項の規定にかかわらず、別紙のとおり漁業許可の有効期間を短縮して許可したいので、同規則第15条第2項の規定により、貴委員会の意見を求めます、と なってございます。

なお、諮問内容の詳細につきましては、水産振興課の工藤漁業調整課長から説明をお願いいたします。

工藤漁業調整課長

それでは、御説明させていただきますので、初めに資料の4ページを御覧願いたいと思います。資料4ページは、現在の知事許可の有効期間の一覧と なってございます。このうち、右から2番目の表に○印が付いているものが今回諮問させていただくもので、許可の有効期間を短縮したいと考えているものでございます。来年3月末までに許可の有効期限が切れるものをピックアップしているものでございます。

1の県内船等につきましては、あわび漁業やかじき等流し網漁業など8種類、2の県外船については、かじき等流し網漁業やさんま棒受網漁業等の全4種類が対象と なってございます。

それでは、有効期間を短縮する理由等について御説明させていただきたいと思いますので、資料の2ページを御覧願います。有効期間の短縮は、許可の一斉更新において始めから短い期間を設定するものと、ページ中ほどに記載しております一斉更新日以降の許可の措置として期間を短縮するものの2種類あるところでございます。まず1点目は、一斉更新時において有効期間を短縮するものについて、御説明いたします。

まず上の方の表なんですけれども、この許可の一斉更新で、有効期間を短縮するものは県外船に係るものしかございません。県外船の漁業許可につきましては、さんま棒受網漁業、いか釣り漁業、いるか突棒漁業の3種類で、いずれの許可も有効期間3年を1年間に短縮するものでございます。

短縮する理由につきましては、他道県の入会漁業の許可の有効期間はこれまでの1年以内としておりまして、漁業調整上、同様の措置とするため、有効期間を1年以内とする

ものでございます。

続きまして、下の表を御覧願います。この2のところは、一斉更新日の翌日以降において有効期間を短縮するものについてでございます。これは、一斉更新を行った日以降に代船などの許可を行う場合の対応となっているものでございます。

まず県内船等に係る漁業の許可でございますが、令和3年度に満了日を迎えるあわび漁業やなまこ漁業などの8種類の許可について、また、更新日以降に許可を受けた場合は、漁業調整上、許可の有効期間の満了日をほかの満了期と合せることが必要であると判断しまして、有効期間の短縮を行おうとするものでございます。

また、3ページの県外船に係る漁業許可につきましても、かじき等流し網漁業等の4種類につきまして、県内船等と同様の取扱いとすることが適当であると考えまして、許可期間を短縮したいと考えているものでございます。

以上で説明を終わります。御審議の程、よろしくお願い致します。

大井会長

はい。第3号議案につきまして、県及び事務局から説明がございましたが、これにつきまして、委員の皆様から御意見、御質問等ございましたら、御発言をいただきたいと思えます。

大井会長

よろしいですか。

(「はい」の声)

大井会長

はい、御意見、御質問等がなければ、第3号議案についてお諮りをいたします。

第3号議案「漁業の許可の有効期間を短縮して許可することについて」、異議のない旨、答申することに賛成の方の挙手を求めます。

(全委員、挙手)

大井会長

はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので、異議のない旨、答申することに決定をいたします。

第3号議案終了

大井会長

それでは、続きまして第4号議案でございます。これは、「知事許可漁業の許可の基準等について（諮問）」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

赤平局長

それでは、第4号議案について御説明いたしますので、緑色の表紙の資料を御準備願います。要旨、岩手県知事から、漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）第70条及び岩手県漁業調整規則（令和2年岩手県規則第66号）第4条第1項各号に掲げる知事許可漁業について、漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において

読み替えて準用する同法第42条第5項に掲げる許可の基準等を定めるに当たり、同項の規定により、当委員会の意見を求められているものでございます。

本議案に関連いたします漁業法の内容について御説明しますので、資料15ページを御覧願います。漁業法第42条第5項には、「許可又は起業の認可をすべき船舶の数が第1項の規定により公示した船舶の数を超える場合においては、前項の規定にかかわらず、当該知事許可漁業の状況を勘案して、関係海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、許可の基準を定め、これに従って許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。」と規定されております。

それでは、知事からの諮問の内容につきまして御説明をいたします。1ページを御覧願います。令和3年2月5日付けで、知事から当委員会の会長あてに提出されました諮問書の写しでございます。「知事許可漁業の許可の基準等について」。漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）第70条及び岩手県漁業調整規則（令和2年岩手県規則第66号）第4条第1項各号に掲げる知事許可漁業について、漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第5項に掲げる許可の基準を次のとおり定めたいので、同項の規定により、貴委員会の意見を求めます、となっております。

なお、許可の基準の内容については、2ページ以降に添付されてございますので、詳細については、水産振興課工藤漁業調整課長から説明をお願いいたします。

工藤漁業調整課長

それでは、知事許可漁業の許可の基準について御説明させていただきますので、資料12ページを御覧願います。これまで漁業許可の優先順位につきましては、県が漁業の種類ごとに定めておりました許可等の取扱方針により、具体的な手続きを定めて進めてきたところでございます。

しかし、改正漁業法の施行によりまして、漁業の許可をする場合には、制限措置と許可の基準を定め、これにより許可をすることが法で定められたところでございます。

これは、許可をする場合には事前に許可する数を定めた制限措置を公示し、許可の申請数が事前に定めておいた許可数を上回った時に、許可の基準に基づき許可する者を決めることとなったものでございます。

許可の基準の基本的な考え方について御説明いたします。中ほどの2の(2)を御覧願います。許可の優先順位につきましては、漁業秩序の維持、洋上での安全確保、水産資源の管理等の操業ルールを遵守し、現在、有効な許可により水揚している者や本漁業の経験のある者、漁船漁業の専業度合の高い者を重視しまして、優先順位を設定したいと考えているものでございます。

下の表を御覧願います。許可の基準につきましては、共同漁業権区域内を操業区域とするあわび漁業やなまこ漁業、小型機船底びき網漁業等の知事許可漁業では、漁業権者の合意に基づき許可することとしており、許可の基準は定めないと考えてございます。

続きまして、具体的な許可の基準を御説明いたしますので、資料2ページをお開き

願います。許可の基準は、漁船漁業に関するものと、あわび・なまこ漁業のうち漁業権除外区域での漁業に関するものの2つ設定したいと考えております。

まず一つ目の上の方の表、一つ目の漁船漁業に関するものについて御説明したいと思えます。第1順位につきましては、今現在、本漁業の許可を持っている者で、この漁業許可の有効期間内に水揚実績のある者としておりまして、今この漁業を営んでいる方を第1順位と考えてございます。

第2順位は、第1順位の基準を満たす者の従事者として、1年1漁業時期を通して操業経験がある者としていたいと考えてございます。これは、今この漁業について従事者として学んでおり、独り立ちしたい方ということ想定したものでございます。

第3順位は、本漁業許可を持っている者で、本漁業では水揚実績がないものの、ほかの漁船漁業で許可を持っていて、その許可の有効期間内に水揚実績のある者と考えてございます。これは、対象とする漁業種類の資源量が減少し、水揚をできなかった者が他の漁業でしっかりと漁業を営んでいる方、若しくは、本漁業の漁期中に病気等になって操業できなかったが他の期間ちゃんと漁業を営んでいる方などを想定しているものでございます。

第4順位は、他の漁船漁業の許可を持ち、その漁業許可の有効期間内に水揚実績のある者としておりまして、これまでほかの漁業を営んできた方が、海洋環境の変化などでこれまでの漁業許可の対象魚種の資源が減少したため、魚種転換を行おうとされる方なども漁業許可を受けられるように考えたものでございます。

第5順位は、第4順位の基準を満たす者の従事者として、1年1漁業時期を通して操業経験がある者と考えておりまして、ほかの漁業で従事者として漁業の技術を身に付け、独り立ちしたいという方を想定したものでございます。

第6順位は、これら以外の者と考えたものでございます。

表の下の備考欄を御覧願います。第1順位に該当する者が許可枠を超えた場合、水揚実績の多い順とし、若しくは同位の場合は生年月日の若い順、更に同位の場合にはくじ引きで、その優先順位を決めていきたいと考えてございます。この水揚実績の多い者を優先するのは、漁業依存度の高いと考えられる方を優先する考えで、次に、担い手確保の観点で生年月日の若い順を優先したいと考えたものでございます。

第2から第6順位に該当する者が複数の場合、同位の中で生年月日の若い順、更に同順位の場合にはくじ引きで許可する者を決めていきたいと考えたものでございます。

なお、この案につきましては、事前に漁協、沿岸組合さん等にお示ししまして、頂いた御意見を反映させたものとなっております。

次に下の表をご覧願います。あわび・なまこ漁業のうち漁業権除外区域での漁業の許可基準の案をお示ししてございます。

第1順位としましては操業実績のある者、第2順位としましては漁業権除外区域に隣接する共同漁業権区域の行使権がある者、第3順位としまして上記以外の者と考えているものでございます。

最後に、資料3ページをお開き願います。これはさんま棒受網漁業の取扱方針を例示したものでございます。これまでの許可等の取扱方針を右欄に、改正漁業法に基づいて制限措置や許可の基準を入れ込んだものを左欄に記載してございます。

左側の第3を御覧願います。ここで制限措置を規定しておりまして、別表1に取りまとめしております。

続きまして、5ページをお開き願います。5ページの左側の一番上の所に、第4としまして、許可の基準を規定しております。別表2に取りまとめているとしてございまして、資料の9ページ、10ページ、11ページに、表でこのような形で取扱方針の中に入れ込んでいきたいというふうに考えているものでございます。

説明は以上となります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

大井会長

はい、ありがとうございます。第4号議案につきまして、県及び事務局から説明がございましたが、これにつきまして委員の皆様方から、御意見、御質問ございましたら、御発言をいただきたいと思っております。

(菅野修一委員、挙手)

菅野修一委員

はい。

大井会長

はい、どうぞ。

菅野修一委員

担い手もそうですけど、あの、許可の優先順位で。今、うちの方でも、親父が漁業を営んで、息子が都会の方に行って、このコロナ禍でさっぱり仕事が無くなって、うちに来て親父の後を継ぎたいとの話が、私が知っている限り二人いるんですよ。ほかにも多分いると思っておりますけど。ところが、まあ親父は高齢者で、許可はせいぜい刺網とかご漁業、二共内の許可で漁業を営んでいる。息子が帰ってくると、それで生活なんないからどうしようと親父の方が悩んでいるのが二人ばかりいるんです。

これ見るとそんな、まあ、コロナになったから、こんななったんだけど、そういうことも配慮して、やってもらいたいと思っております。

(工藤漁業調整課長、挙手)

大井会長

はい、どうぞ。

工藤漁業調整課長

本県の許可基準の中では、まず、今、ほかの漁業で許可を持っている方というのが、ほかの漁業をやりたいと、漁業種類を増やしていきたいという方もやはり出てくると考えておりまして、そういう方を第4順位の中で、なんとか拾っていきたいというふうに考えておりました。

菅野修一委員

できるだけ、それこそ、後継者、なかなか作らない中で、まあ後で出てくる担い手育成の件もあるけど、県でも、前から都会から呼んで仕組みやってるんですけど、実際はうちにも来て船に乗ってやっても、このとおり、楽しみに来るようなもので、「おまえらに、何や、夢は何やっ」て言えば、全然当てもないことを言って、「帰ってってレポートを書けばいいんです」って言うんです。そういう人が4人来ました。たぶん誰だっけ、紹介した人がいると思うけど。

酒飲んで、帰ってってレポート書けばいいっていう、そんな旅行気分で来る若い者もいるからね、だったら今言ったその帰ってきて親父の跡を継いで、漁業、まともに生活したいというのを、優先順位っていうのをね、それ、やってもらいたいですよ。

大井会長

ほかございませんか。

なければ、第4号議案につきまして、お諮りをいたします。

第4号議案「知事許可漁業の許可の基準等について」、異議のない旨、答申することに賛成の方の挙手を求めます。

(全委員、挙手)

大井会長

はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので、異議のない旨、答申することに決定いたします。

第4号議案終了

大井会長

続きまして、第5号議案でございます。これは、「知事許可漁業の制限措置等について（諮問）」を、上程いたします。事務局から説明をお願いします。

赤平局長

それでは第5号議案について御説明しますので、赤色の表紙の資料を御準備願います。要旨、岩手県知事から、漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）第70条及び岩手県漁業調整規則（令和2年岩手県規則第66号）第4条に掲げる知事許可漁業について、漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項及び同規則第11条に掲げる事項に関する制限措置を定めるに当たり、同法第58条において読み替えて準用する同法第42条第3項の規定により、当委員会の意見を求められているものでございます。

本議案に関連します運用法の内容について御説明しますので、資料13ページを御覧願います。漁業法の抜粋を示しています。

漁業法第42条第1項には、「都道府県知事は、許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数、操業区域、漁業時期、漁具の種類その他の規則で定められている事項に関する制限措置を定め、当該制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を公示しなければならない。」こと、また、第3項には、「公示する制限措置の

内容及び申請すべき期間を定めようとするときは、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。」と規定されております。

それでは、知事からの諮問の内容につきまして御説明をいたします。1ページを御覧願います。令和3年1月29日付けで、知事から当委員会の会長あてに提出されたました諮問書の写しでございます。

「知事許可漁業の制限措置等について（諮問）」。漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）第70条及び岩手県漁業調整規則（令和2年岩手県規則第66号）第4条に掲げる知事許可漁業について、漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項及び同規則第11条第1項に掲げる事項に関する制限措置を次のとおり定めたいので、同法第58条において読み替えて準用する同法第42条第3項の規定により、貴委員会の意見を求めます、とさせていただきます。

なお、制限措置の内容については、2ページ以降に添付されておりますので、詳細につきましては、水産振興課工藤漁業調整課長から説明をお願いします。

工藤漁業調整課長

それでは、知事許可漁業の制限措置等の設定について御説明させていただきますので、資料9ページをお開き願います。

改正漁業法が昨年12月1日に施行されまして、今後知事許可漁業の申請を受ける際には、事前に許可する数を含む制限措置を公示しまして許可申請を募集することとされておりまして、今回の諮問は、更新時期を迎える知事許可漁業について制限措置を定めるものと、もう一つ、これまで公示していた制限内容の変更に関する二種類を諮問させていただくものでございます。

資料10ページをお開き願います。まず、許可申請を受けるために制限措置を公示するさんま棒受け網漁業（県内船）といか釣り漁業（県外船）漁業について御説明させていただきます。許可の申請を受けるため、許可又は起業の認可をすべき船舶の数を定める必要があり、この考え方について御説明いたします。

まず、上の方の表でございます。さんま棒受け網漁業（県内船）につきまして、許可又は起業の認可をすべき船舶等の数につきましては、今の改正漁業法が、施行される前の令和2年11月30日現在の許可の数を基準としまして、要望調査によってできました数及び業界団体の意見を踏まえまして、今回制限措置で公示する数を2として考えてございます。これは現在の許可数が3なんですけれども、許可を受けたいという要望が2しかなかったので、この数に合わせまして2を公示しようとするものでございます。

続きまして、下の表いか釣り漁業（県外船）について御説明いたします。許可又は起業の認可をすべき船舶の数につきましては、これまで県外船ですので、各道県ごとに、相互の許可数の調整を行ってきた経緯を踏まえまして、令和2年11月30日現在の許可枠を基準としまして、要望調査の数や業界団体等の意見を踏まえまして、各道県これまでと同数、合計で244としたいと考えてございます。

これにつきましては、資料の2ページをお開き願いたいと思います。資料2ページに

は、さんま棒受け網漁業の制限措置を示してございまして、これの表の一番右側のところに、許可又は起業の認可をすべき船舶の数としまして、先ほど御説明しました2を入れたいと、2としたいと考えております。

また、3ページが、いか釣り漁業の県外船の制限措置の内容でございまして、北海道から青森、宮城、山形、それぞれ、これまでと同様の数をここで示して許可の申請を受けたいと考えているものでございます。

続きまして、資料の11ページをお開き願いたいと思います。ここに記載しております小型機船底びき網漁業及びかご漁業の二種類につきまして、現在公示している制限措置の内容を変更したいと考えているものでございます。

小型機船底びき網漁業につきましては、国の指導により、水産動植物の種類や漁具の種類その他の漁業の方法の方で漁業の内容を整理しておりましたが、この制限措置の内容につきましては、許可証にも記載されることとなりまして、現場でも漁業の対象と種類や方法が明確になるよう漁業種類の名称を、現在小型機船底びき網漁業と記載していたものを、手繰第3種漁業（貝、なまこけた網漁業）と変更、修正したいと考えているものでございます。

次に、下のかご漁業につきましては、水産動植物の種類欄でアイナメ等と記載してございましたが、代表的な漁業権魚種を記載してもらいたいとの要望がありまして、たこ等と修正したいと考えているものでございます。

具体的には、資料5ページをお開き願います。資料5ページが小型機船底びき網漁業で、漁業の種類のところ、今回変更したい所は、下線を引いてございます。漁業の種類で手繰第3種漁業、あと、漁具の種類その他の漁業の方法のところ、けた網を修正したいと考えてございます。

また、資料7ページでは、左から2番目の行、水産動植物の種類で、たこ等と修正したいと考えているものでございます。

説明は以上となります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

大井会長

はい、ありがとうございます。第5号議案につきまして説明が終わりましたが、この議案につきまして、御意見、御質問ございましたら、御発言いただきたいと思っております。

大井会長

よろしいですか。

（「はい」の声）

大井会長

はい、それでは、第5号お諮りをいたします。第5号議案「知事許可漁業の制限措置等について」、異議のない旨、答申することに賛成の方の挙手を求めます。

（全委員、挙手）

大井会長

はい、ありがとうございます。全員賛成でございまして、異議のない旨、答申する

ことに決定をいたします。

第5号議案終了

大井会長

それでは、次、第6号議案でございます。「令和3年度底はえ縄漁業の操業制限に関する委員会指示について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

日向事務局次長

はい。それでは、第6号議案を御説明いたします。青色の表紙の資料を御準備願います。

第6号議案「令和3年度底はえ縄漁業の操業制限に関する委員会指示について」、要旨、県北海域における底はえ縄漁業の操業秩序の維持のため、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、底はえ縄漁業の操業制限に関する委員会指示を発動しようとするものでございます。

最初に、7ページを御覧願います。7ページの上の段に本委員会指示発動の経緯を記載しておりますが、本委員会指示は、本県と青森県の県境海域の漁場利用調整において、岩手県沿岸漁船漁業組合及び岩手県漁業協同組合連合会から、県北海域における本県船による底はえ縄漁業の安定した操業を確保するための要望を受けまして、平成20年11月から底はえ縄漁業を届出制とする委員会指示を発動しているものでございます。

その後、内容の見直し等を行いながら指示を継続しまして、平成22年4月以降は、現行の委員会指示とほぼ同じ内容で毎年度、委員会指示を発動をしているところでございます。

次に、8ページを御覧願います。この度、令和3年度の底はえ縄漁業の操業に関しましても、両団体から要望書が提出されております。8ページには、令和3年1月14日付けで提出のありました岩手県沿岸漁船漁業組合からの要望書の写しを、そして9ページには、令和3年1月21日付けの岩手県漁業協同組合連合会からの要望書の写しを添付してございます。

いずれも、令和3年度委員会指示について、令和2年度と同様の内容のほか、この度、操業秩序の維持及び安全操業の確保のため、関係漁業者に対して、操業ルールの遵守を再認識していただくことを目的に委員会指示にも明記してほしい旨の要望を受けているものでございます。

続きまして、10ページを御覧願います。10ページから11ページにかけては、令和元年度の操業状況等について届出者から報告がございましたので、今年度の届出状況と合わせまして、底はえ縄漁業の現況につきまして、お示ししておりますし、更にですね、12ページから13ページにかけては、底はえ縄漁業の主な漁獲対象であるタラ類の県内魚市場における水揚状況について、水産技術センターの水産情報配信システムを基に、グラフにしてお示ししておりますので、これにつきましては、後ほど御覧願いたいと思います。

続きましてですね、4ページの方にお戻りいただきたいと思います。4ページにつきましては、令和3年度の委員会指示の内容につきまして、御説明をいたします。この4ページから6ページにかけてお示ししておりますのは、底はえ縄漁業の操業制限に関する委員会指示について、左側に旧としまして、また令和2年度の委員会指示を記載しています。また、右側に新として、令和3年度の委員会指示案を整理しました新旧対照表でございます。変更箇所をゴシックで表しまして、その下に線を引いているところでございます。

御覧のとおりですね、令和2年度の委員会指示と令和3年度の委員会指示案で変更となる箇所は、委員会の指示番号と、漁業法が改正されたことによる条項ズレの変更、指示発動の年月日、それから1の制限期間の年次でございます。

次に、4操業の条件又は制限の(1)では、岩手県漁業調整規則の全部改正に伴います条項ズレの変更と、(2)に届出済証の交付を受けた者は、平成22年1月に青森県及び岩手県の漁業者団体間で締結された操業協定に基づき定められている岩手県船の操業ルールを遵守しなければならない旨を新たに追加しているところでございます。

元々、この委員会指示の発動に当たりましては、平成22年1月に岩手・青森両県の漁業団体間での操業協定をはじめ漁業者間の操業ルールを遵守することを、根拠としているところでございます。

また先に、御説明をいたしました要望書にも記載のありましたとおり、沿岸組合と県漁連からまだらの資源量が減少していることや沿岸組合の員外の漁業者が増えていることから、操業秩序の維持及び安全操業の確保を図り、関係漁業者に対し操業ルールの遵守を再認識していただくことを目的に、委員会指示にも明記してほしい旨の要望があったことから、この度、委員会指示にも操業ルールの遵守の条件を明記して、引き続き、県北海域において、本県底はえ縄漁業者が安心して操業できる環境を確保するためのものがございます。

続きまして、そのほかに、(2)が新たに加わりましたので、順次括弧の数字及び年次と年度を変更しております。

更に、様式第1号の操業届出書から5ページに移りますが、様式第2号の操業届出総括表、様式第3号の漁獲成績報告書及び6ページの様式第4号の操業変更届出書の中の年次、年度も変更となっております。

それでは、1ページを御覧願いたいと思います。令和3年度の委員会指示案でございます。読み上げます。岩手海区漁業調整委員会指示第 号、漁業法(昭和24年法律第267号)第120条第1項の規定に基づき、底はえ縄漁業について、次のとおり制限する。日付につきましては、本日、御承認いただければ、令和3年2月26日の予定としてでございます。会長名でお出しいたします。

1の制限期間につきましては、令和3年4月1日から令和4年3月31日までとし、これまでと同様に1年間の委員会指示としております。

次に2の操業の届出につきましては、(1)として、次のア及びイのいずれにも該当

する者は、使用する漁船ごとに岩手海区漁業調整委員会に底はえ縄漁業操業届出書により届け出なければならぬとし、そのアとして、県内に住所を有する者であつて、1の制限期間中に動力漁船を使用する底はえ縄漁業を操業しようとするもの、イとしまして、岩手県九戸郡洋野町八木北港防波堤灯台の中心点正東線以北の岩手県地先海面で操業しようとする者としております。

また、(2)には、届出は所属する漁業協同組合を経由して行うことと、漁業協同組合は様式第2号の総括表を添付することを規定しております。

次に3の届出済証の交付につきましては、委員会は、届出を受理したときは、底はえ縄漁業操業届出書の写しに委員会の公印を押印し、届出者に対し届出済証を交付することを規定しております。

4の操業の条件及び制限では、岩手県漁業調整規則第59条の規定を遵守して操業すること、操業ルールを遵守すること、届出済証を漁船に備え付けておくこと、令和4年5月31日までに当委員会に漁獲成績報告書を提出することを規定しております。

5の変更の届出では、届出済証の記載事項に変更を生じたときは、遅滞なく、届け出ること。そして、この変更の届出には、3の届出済証の交付と、4の操業の条件及び制限を準用することを規定しております。

また、次の2ページから3ページには、底はえ縄漁業の操業届出書などの様式をそれぞれ定めております。

以上が指示案となります。

なお、この委員会指示につきましては、県報登載に当たり県の法規担当と協議します関係から、内容の変更を伴わない字句等の修正につきましては、事務局に御一任くださるようお願いいたします。

以上で、第6号議案の説明を終わります。よろしく、御審議のほど、お願いします。

大井会長

第6号議案につきまして、説明が終わりました。この説明に対しまして、御質問、御意見ございましたら、御発言いただきたいと思ひます。

(藏委員、挙手)

藏委員

はい。

大井会長

はい、どうぞ。

藏委員

底はえ縄、たらの底はえ縄について、岩手県も青森県もいろいろ漁業者に対して御配慮いただいて、今現在、操業しているわけですが、前に、協議、一昨年あたりまでいろいろごちゃごちゃやって、県の方にもいろいろと苦情がきたりしているようですが、これはあの当初、私もこのですね、たらの底はえ縄についてはちょっとはまってるんですけども、青森県の方の操業の話し合い、はまってきて、決めてもらったんですが、これ

は別に、両県が悪くてこのような問題が起きたのではなく、漁業者が、自分達がルールを決めておいてこのようなルールで仕事操業しますよということでルールを決めておきながら、自分の方から違反して、そして青森県にも岩手県にも言われて迷惑かかったわけです。

特に一部の岩手県の漁業者については、会長の名前まで出して違反してる人があったんです。ですから私は「いや私のような者でも海区の調整委員になっているんだが、会長の名前出すなんて言語道断だ」と私は怒ったんです。自分達がしっかりとした決めたことをしっかりと守っていれば何の問題もなかったんです。それを守らないでいて人のせいにするっていうことは、そういう、そんな無茶苦茶な操業するんだったら、そういう人はやらなければいいんだとそう言ったんです。

ですから、今後、県の方にもお願いしますが、今一回、漁業者に自分達の決めたことはしっかりと守って操業せよということで指導してください。お願いします。以上です。

(工藤漁業調整課長、挙手)

大井会長

はい、どうぞ。

工藤漁業調整課長

たらの資源が減ったりとかですね、あと、沿岸組合さんの会員外の人が増えたりということで、せっかく平成22年に両県の漁業者の人がちゃんと合意形成を作って作られた協定だと思しますので、そういう操業ルールがきちんと守られるようにですね、改めてこの委員会指示で指示していただいて、それに基づいて県の方も指導していきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

藏委員

よろしく申し上げます。

大井会長

よろしいですか。

藏委員

はい。

大井会長

はい。ほか、御質問ございませんか。

(「ございません」の声)

大井会長

御質問等がなければ、第6号議案についてお諮りをいたします。「令和3年度底はえ縄漁業の操業制限に関する委員会指示について」原案のとおり指示することとし、字句等の修正につきましては、事務局に一任することに賛成の方の挙手を求めます。

(全委員、挙手)

大井会長

はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので、原案のとおり指示すること

とし、字句等の修正につきましては、事務局に一任することに決定をいたします。

第6号議案終了

大井会長

続きまして、第7号議案でございます。これは、「令和3年度かじき突棒漁業の操業制限に関する委員会指示について」を上程します。事務局から説明をお願いします。

田中主査

はい。それでは、第7号議案を御説明させていただきますので、黄色の表紙の資料を御準備願います。

第7号議案「令和3年度かじき突棒漁業の操業制限に関する委員会指示について」、要旨、かじき突棒漁業の操業実態の把握のため、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、かじき突棒漁業の操業制限に関する委員会指示を発動しようとするものでございます。

最初に7ページを御覧願います。本委員会指示発動の経緯を簡単に記載しておりますが、本委員会指示は、大臣許可漁業及び知事許可漁業のまぐろ・かじき流し網漁業と操業海域、操業時期、漁獲物等が競合するかじき突棒漁業の操業実態の把握を目的に、平成28年4月から本県沖合海面における当該漁業の操業について委員会への届出制とし、併せて、届出者に漁獲成績報告書の提出を義務付ける指示を発動したものでございます。

それでは、4ページを御覧願います。この4ページから6ページにかけて、お示ししておりますのは、かじき突棒漁業の操業制限に関する委員会指示について、左側に旧として令和2年度の委員会指示を、右側に新として令和3年度の委員会指示案を整理した新旧対照表でございます。変更箇所をゴシックで表記しまして、その下に線を引いております。

御覧のとおり、令和2年度の委員会指示と令和3年度の委員会指示案で変更となる箇所は、委員会指示番号と指示発動の年月日、それから1の制限期間の年次、4の操業の条件及び制限の年次と年度、5ページに移りまして、様式第2号の操業届出総括表、様式第3号の漁獲成績報告書のみで、その他の変更はございません。

それでは、令和3年度の委員会指示（案）を御説明いたしますので、1ページに戻ります。1ページを御覧願います。読み上げます。岩手海区漁業調整委員会指示第 号、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、かじき突棒漁業について、次のとおり制限する。日付につきましては、本日、御承認いただければ、令和3年2月26日を予定しております。会長名でお出しいたします。

1の制限期間につきましては、令和3年4月1日から令和4年3月31日までとし、これまで同様に1年間の委員会指示としております。

次に、2の操業の届出につきましては、（1）として、岩手県沖合海面において、かじき突棒漁業の操業をしようとする者は、使用する漁船ごとに岩手海区漁業調整委員会にかじき突棒漁業操業届出書（様式第1号）により届け出なければならないとして、

(2)で、その届出は、県内に住所を有する者にあつてはその者が所属する漁業協同組合を、県外に住所を有する者にあつてはその住所地の都道府県知事を経由して提出すること。この場合、漁業協同組合は総括表を、都道府県知事は総括表及び副申書を添付することを規定しております。

次に、3の届出済証の交付につきましては、委員会は届出を受理したときは、当該届出をした者に対しかじき突棒漁業操業届出書の写しに委員会の公印を押印し、かじき突棒漁業操業届出済証として交付すること、

4の操業の条件及び制限では、(1)として、届出済証の交付を受けた者は、当該届出済証を漁船に備え付けておかなければならないこと、(2)として、令和4年5月31日までに委員会に漁獲成績報告書を提出しなければならないことを規定しております。

最後に、5の変更の届出では、(1)として、届出済証の記載事項に変更を生じたときは、遅滞なく委員会にかじき突棒漁業操業変更届出書により届け出ること、(2)として、この変更の届出については、3の届出済証の交付と、4の操業の条件及び制限を準用することを規定しておりますので、委員会は変更の届出を受理したときは、かじき突棒漁業操業変更届出書の写しに委員会の公印を押印し、届出者に対し、かじき突棒漁業変更届出済証として交付し、届出者はこれを漁船に備え付けておくということになります。

また、2ページですけれども、様式第1号としてかじき突棒漁業操業届出書、様式第2号としてかじき突棒漁業操業届出総括表を、3ページには様式第3号としてかじき突棒漁業漁獲成績報告書、様式第4号としてかじき突棒漁業操業変更届出書を定めております。

以上が、指示案となります。

なお、8ページと9ページですけれども、ここに、届出隻数の推移と届出者から提出があった漁獲成績報告書を取りまとめた操業実績についてお示ししておりますし、10ページには、岩手県水産技術センター水産情報配信システムによる県内魚市場の水揚状況をグラフでお示しましたので、後ほど御覧願います。

以上で、第7号議案の説明を終わります。

なお、この委員会指示につきましては、県報掲載に当たり県の法規担当と協議いたします関係から、内容の変更を伴わない字句等の修正につきましては、事務局に御一任くださるようお願いいたします。

よろしく御審議の程、お願いをいたします。以上でございます。

大井会長

はい、ありがとうございます。第7号議案について、説明が終わりました。この説明に対しまして、御意見、御質問等ございましたら、御発言いただきたいと思います。

大井会長

よろしいですか。

(「はい」の声)

大井会長

御意見等がないようでございますので、第7号議案についてお諮りをいたします。
第7号議案「令和3年度かじき突棒漁業の操業制限に関する委員会指示について」、
原案のとおり指示することとし、字句等の修正につきましては、事務局に一任すること
に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員、挙手)

大井会長

はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので、原案のとおり指示すること
とし、字句等の修正につきましては、事務局に一任することに決定いたします。

第7号議案終了

大井会長

本日の議案につきましては、以上でございます。

次に、報告事項に入ります。(1)でございます。これは、「令和3年度区画漁業権
途中免許に係る海区漁場計画策定方針について」を報告してございます、県から説明を
お願いします。

工藤漁業調整課長

それでは、「令和3年度区画漁業権途中免許に係る海区漁場計画策定方針」につ
きまして、御説明をいたしますので、緑色の表紙を御覧いただきたいと思います。

昨年12月に行われました委員会におきまして、令和3年度に区画漁業権の途中免許の
手続きを進める旨、御報告させていただいたところですが、今般、海区漁場計画策定方針
を策定しまして、各漁協にお示ししましたので、この策定方針について御報告させて
いただくものでございます。

緑色の表紙の資料12ページをお開き願います。12ページ、上の方に、図が載せており
まして、ここに漁業権の免許の手続きのフローをお示したものでございます。

漁業権の免許の際には、県が要望調査等を行いまして、これに基づき、県が漁場計画を
作成し、免許の申請を受け、海区委員会へ諮問の上、免許することとなります。

この1番左の要望・漁場等の調査に先立ちまして、県は漁場計画策定方針を定め、この
方針に基づいて要望調査等を行うこととなります。

資料1ページをお開き願います。漁場計画策定方針の構成につきまして、この資料で
御説明させていただきます。この方針の構成は、趣旨、漁業権途中免許に係る基本的な
考え方、存続期間、漁場計画となっております。

主な内容につきましては、資料4ページからの前回の平成30年の漁業権免許の際に
策定した方針との対比表で御説明させていただきます。4ページをお開き願います。

まず、第2のところを御覧いただきたいのですが、漁業権途中免許に係る基本
的な考え方をお示ししております。

ここでは、現状を踏まえどのような漁場計画を策定するかの考え方をまとめた項目と
なっております。

左側の前回の平成30年の時には、漁業生産量は震災前の6割から7割程度にとどまっていること、行使者の減少によって空き漁場・施設の増加、また秋さけ等の主力魚種の不漁による経営の悪化等を課題として整理してございます。

今回の方針では、右側の方なんですけれども、漁業生産量は、漁業者の減少や海洋環境及び資源の変動等により、震災前の6割から7割にとどまっていること、特に養殖業では行使者の減少による空き漁場の増加やほたてがいの貝毒の発生の長期化や広域化等によって、養殖生産量は減少傾向にあり、漁業経営は厳しい状況になっていると課題を総括してございます。

資料6 ページを御覧願います。資料6 ページの右側の上の方、先ほど総括しました課題に対しまして、この課題解決に向けまして、総合的な漁業調整の基、水面の合理的かつ高度な利用を図りつつ、特に養殖業における新たな対象種目の導入や、生産体制の構築により漁業生産の回復・増大を目指し、本県の漁業生産力の発展と漁業経営の安定化を目的としまして、令和3年度区画漁業権の途中免許を行っていくというふうな方針でまとめたものでございます。

次に、第3 存続期間を御覧願います。5 ページの真ん中でございます。存続期間は、近隣の区画漁業権の存続期間の終期と合わせまして、漁業法第63条第1 項第5 項の規定に基づきまして、免許期間を令和3年10月1日から令和5年8月31日までとしたいと考えているものでございます。

第4では海区漁場計画の樹立に係る要件を整理しておりまして、主なポイントのみ御説明させていただきますが、まず、ローマ数字Iの3で既存漁業権の生産に悪影響を及ぼさないことを要件としたほか、7ページの右側(9)のところを見ていただきたいのですが、資料7ページ(9)では、漁業者や漁業協同組合と企業との連携については、双方の意向が合致していることを基本とするという要件を定めたところでございます。

現在、この方針を漁協に通知しておりまして、要望調査を開始したところでありまして、要望調査の結果を基に、海区漁場計画の素案を取りまとめ、パブリックコメントを実施したのち漁場計画案を策定し、本委員会にお諮りしたいと考えてございます。令和3年の10月1日に向けて、手続きを進めたいと考えてございます。説明は以上になります。

大井会長

ただいま、県から説明がございましたが、これにつきまして、委員の皆様方から、御質問ございましたら、御発言いただきたいと思います。

大井会長

よろしいですか。

(「はい」の声)

大井会長

それでは、次、報告事項の（2）でございます。これは、「岩手県漁業担い手育成ビジョン（令和2～4年度）の概要（素案）について」、県から説明してください。

工藤漁業調整課長

それでは御説明いたしますので、赤色の表紙の資料をお開き願います。

県では、漁業者の高齢化や減少が進んでいることから、市町村、漁協、県漁業団体などが一体となって漁業担い手の確保・育成に取り組んでいくため、岩手県漁業担い手育成ビジョンを策定し、取り組んでいるところでございます。

平成28年3月に策定しました現ビジョンの計画期間が終了したことから、令和2年から令和4年を計画期間とした次期ビジョンの策定を進めているところであり、今回、その概要について御意見を賜りたく御報告するものでございます。

まず、A3のこのカラー刷りの資料を御覧願います。左上、1ビジョンの位置づけを御覧願います。ビジョン策定の目的は、前期ビジョンの取組を引継ぎまして、市町村、漁業関係者と連携しまして、地域漁業の担い手を確保・育成するための行動指針として定めることを目的としてございます。

また、県民計画との関係につきましては、県民計画に掲げます意欲と能力のある経営体を育成するため、水産分野における具体的な取組を示すものとして整理してございます。

さらに前期ビジョンでは、市町村単位の新規漁業就業者育成協議会の設立や、共同生産体制の整備、中核的漁業経営体の育成などに取り組んできたところでございます。また、前ビジョンにおいて、漁業者の漁業に対する満足度の数値化に取り組んでおりまして、漁業者の満足度を向上させるための取組を進めてきたところでございます。

次に、左下に、本県漁業担い手を取り巻く現状と課題についてまとめたものでございます。ここでは、前回ビジョンの策定時からの状況の変化による課題を取りまとめてございます。

65才以上の漁業就業者の割合が平成25年に比べ10パーセント近く増加しておりまして、漁業就業者の高齢化が進行しているところでございます。一方、新規漁業就業者のうち漁家子弟以外の漁業未経験者が増加傾向にありまして、漁業未経験者でも安心して着業できる体制の整備が必要となっていると考えてございます。また、近年の海洋環境の変化等による主要魚種の減少や新型コロナウイルス感染症の拡大による水産物の消費低迷など、様々な変化が生じておりまして、これらに対応できる強い経営体の育成が急務と考えてございます。また、ICT技術などが発達しておりまして、生産の効率化や省力化に向けたICT技術を活用したスマート漁業の推進が重要であると考えているところでございます。

これらの課題から、右上の3ビジョンの基本目標を設定してございます。基本目標は、

2つありまして、一つ目が、本県漁業の魅力を広く発信することで、漁家子弟に限らず多様な人材を地域の内外から新規漁業就業者として受け入れ、地域が一体となって次代を担う意欲ある漁業者に育成していくこと。また、二つ目としまして、地球温暖化による海洋環境の変化や新型コロナウイルス感染症などによる社会情勢等の変化、ICT技術の進歩、労働環境の変化など、様々な変化に柔軟に対応できる、地域漁業の核となる強い漁業経営体を育成していく必要があると考えてございます。

この基本目標を達成するため、右中段の5漁業担い手の確保・育成に向けた具体的な取組を整理してございます。

まず、基本目標の一つ目を達成するため、漁業就業情報の発信、また岩手水産アカデミーを核とした人材育成、周年雇用環境の整備、新規就業者の定着と将来の独立支援、などの取組が必要であるというふうに考えてございます。また、基本目標の二つ目を達成するためには、中核的漁業経営体の育成や漁村ビジネスの創出、そのような取組が必要であるというふうに考えてございます。

最後になりますが、本ビジョンを策定しまして、市町村、漁協さんと共有を図りまして、一体となって本県漁業担い手の確保・育成に取り組んでいきたいと考えていることとございます。

説明は以上となります。御意見、御指導のほど、よろしく願いいたします。

大井会長

報告事項、二つ目の漁業担い手育成ビジョンの素案の説明が終わりましたが、何か、御質問ございませんか。

(菅野修一委員、挙手)

菅野修一委員

担い手のことで言ったんですけど、あの、担い手じゃなくね、あの受け入れ側の方がね、働き手としか見てないような感じなんですよ。だからあの一生懸命、その気になって来てる若い者もいるんですけど、一年間こき使われて、あと辞めていくんですよ。これは結構、あの漁船漁業にせ、なんにせ見受けられるんですよ。

受け入れる側の生産者がちゃんと話し合いをして、自覚を持って受け入れなきゃ、一生懸命やっても文句だけで終わってしまう感じになるからそこはもっと話し合わせて、受け入れ側をちゃんと責任持たせて受け入れるような恰好にもっていかないと、なかなかうまくいかないと思います。

(工藤漁業調整課長、挙手)

大井会長

はい、どうぞ。

工藤漁業調整課長

はい、ありがとうございます。指導者側、受け入れ側の体制というのも、やっぱり非常に大事なと考えておりますので、こういうようなビジョンをですね、共有して、指導者の方、受け入れの方にもしっかりと共有を図って生きたいというふうに考えております。

大井会長

ほか、ございませんか。

大井会長

質問等がなければ、次に、その他に移ります。

報告事項（２）終了

大井会長

委員の皆様方から、委員会で共有したい情報等がございますか。

（藏委員、挙手）

藏委員

はい。

大井会長

はい、どうぞ。

藏委員

今、県北、あの種市で、主に沿岸の採介藻が、今年はふのり、あるいはまつも、その他の海藻は、ほとんどゼロに近いぐらい、おがんないんです。直近だったらば、冬の時期に組合の方々は、12から2月いっぱいぐらいまでだいたい3ヶ月で、15、16万から20万ちょっとぐらいのふのり、まつもを採るんですけども、これが全然もうゼロに等しい、全くおがんない。そういうふうな状況になってるんですけども、後であの県の方で、なんでおがらないのか、これらを調査しててもらえれば助かります。

また、ここに私、今日、写真を持ってきているんですけども、うちであの、県の方も御承知のとおり栽培協会に年間だいたい10トンちょっとのこんぶを毎年出してるんですけども、今年はどういうわけか分かりませんが、まさかほとんどゼロに、ゼロではないけれども本当におがらないんです。だいたい、おら方で、猫の額位のところに、こんぶの養殖はだいたい35トンぐらい採るようにやってるんですが、そして栽培協会に10トン前後やって、後は自分のところでうに、あわびの餌にしているんですけども、今年はまだ誰もそう深刻に見てないようだけれども、私はそういうふうにはひよっとすると、去年よりも海藻がなくて、うに、あわびに影響するんじゃないかなあと見て見ましたけれども。ややもして、去年のように親潮の張り出しが弱くて、もう海藻がおがらないとすれば、あわびは危機的状況になるんじゃないかなと思ってます。これが、何が原因でこのように養殖のこんぶさえも、今までこういうことは全くないんですよ。何が原因で養殖こんぶまでおがらないのか、これは県の方に一つ調べてもらって、お知らせさせていただきたいと思います。

（阿部振興担当課長、挙手）

阿部振興担当課長

はい。

大井会長

はい、どうぞ。

阿部振興担当課長

ただ今、まつものほかに、養殖のこんぶも不調にあるという状況をお聴きしました。県の方ですね、今、磯根の部分では、うにによる食害だの、こんぶがおがらないだのという、磯焼け対策ですね、県沿岸4地区で、今、委託試験を始めるところだったんですが、養殖こんぶとなるとですね、それ以外の要因もあるかもしれないということで、ちょっと問題意識をちょっと共有させていただきながら、うにによる食害のほかにもどのような影響があるのかということも含めて、この先、漁協さんの御意見もお聞きしながらですね、検討を続けてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

藏委員

分かりました。よろしくどうぞ、お願ひします。

大井会長

それでは、県の方から何かございますか。

(石田技監兼水産担当技監兼水産振興課総括課長、挙手)

大井会長

はい、どうぞ。

石田技監兼水産担当技監兼水産振興課総括課長

長時間、お疲れ様でございます。ちょっと今日議案も多くてですね、説明も少し舌足らずのところもございましたが、御容赦願ひたいと思います。

本日御出席の委員の皆様におかれましては、今、改正漁業法の下、任期がこの3月の31日までということになっております。実質本日が最後の委員会ということになります。委員の皆様には、これまで4年間にわたり貴重な御審議を賜りまして、また、委員会の活動としても、宮城県との交流や現地視察など足を運んでいただき大変ありがとうございました。この場をお借りしまして、皆様、委員の方々に感謝申し上げます。大変ありがとうございました。

大井会長

はい、ありがとうございます。

(「ありがとうございました」の声)

大井会長

事務局の方から、何かございますか。

赤平事務局長

特にないです。

大井会長

それでは以上を持ちまして、本日の日程は全て終了いたしました。皆様方、大変御協力ありがとうございます。

終了 (午後 3 時 25 分)
